

延長保証での活用から外装リフォームの提案まで
～多様なニーズに対応した延長保証保険のご案内～

2025年4月24日(木)



株式会社 ハウスジーマン

講師：保険管理部長 江間 隆太

■はじめに

住宅瑕疵担保履法の施行から15年が経過し、供給住宅に長期保証を提供したいというニーズも、以前よりも高まってきています。

その中で、ハウスメーカーでは、価値観を一つに絞ることなく、多様なニーズに対応できるよう、商品改定を行ってきました。

このウェビナーでは、ハウスメーカーの延長保証保険の概要と特長、活用事例についてご案内します。

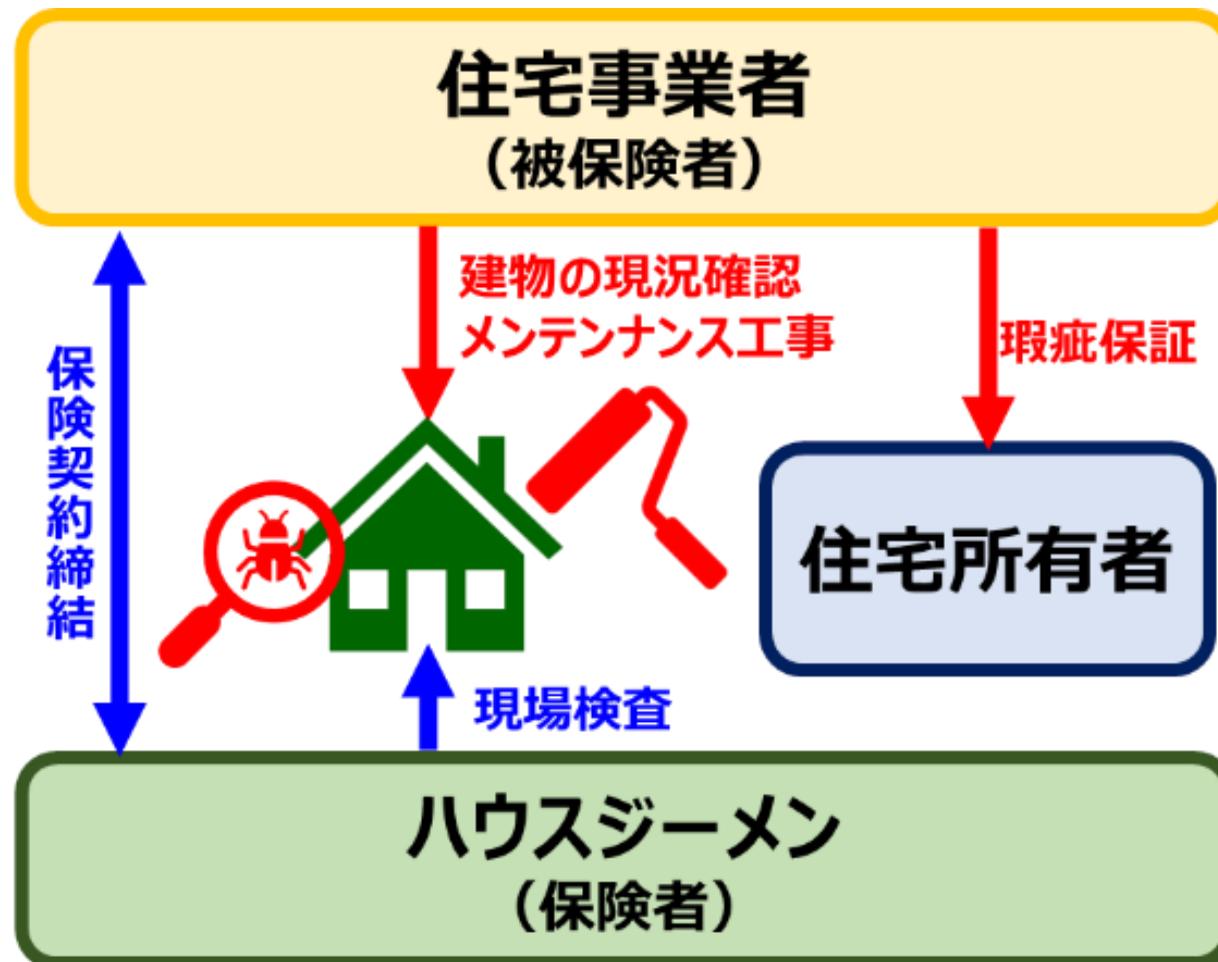
延長保証保険の基本ルール

1. 延長保証保険の概要

新築から10年経過時や、その後のメンテナンスに「基本構造部分の10年保証」という付加価値をプラスしたいという住宅事業者が加入する既存住宅かし保険です。

ハウスメーンの延長保証保険は、10年周期のメンテナンスだけでなく、15年周期や20年周期のメンテナンスを前提とする延長保証スキームへや、初期20年保証、2回目の延長保証からの保険利用など、様々な延長保証で活用できます。

外装リフォームに塗膜補償をプラスすることも可能で、OB住宅だけでなく、他社の供給物件に対する提案を含めて、外装リフォームの提案に幅広く活用できます。



2. 延長保証保険のtype

延長保証保険には、メンテナンスコースと検査コースの2つのコースがあります。検査コースとメンテナンスコースを組み合わせることで、15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証スキームも構築できます。

メンテナンスコース

保険加入時のメンテナンスを前提とするコースです。建物の仕様等により実施するメンテナンスがない場合は、メンテレスでの利用も可能です。

10年

検査コース

メンテナンスの実施時期まで、保証を繋ぐために利用する15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証にマッチしたコースです。

5年

補足

1. 検査コースから続けての、メンテナンスコースのメンテレス利用や、その逆の利用はできません。
2. 検査コースとメンテナンスコースのメンテレス利用は、継ぎ目なく保険に加入することが前提です

3. メンテナンスコースを利用できる住宅

築20年以内の築浅住宅と保険の継続利用が利用要件です。初回利用時は10年、継続利用時は5年間は保証を復活できるので、メンテナンスの実施が遅れた場合も安心です。

この保険を利用できる住宅(建物の規模や供給者による制限はありません)

築浅住宅	築浅住宅	新築時の引渡しから20年以内
	準築浅住宅	過去15年以内に適切なメンテナンスが実施されている 新築時の引渡しから20年を過ぎて25年以内
継続加入住宅	下記以外	延長保証保険に加入中の住宅と、保険の満了から5年以内
	メンテナンスでの利用	メンテナンスコースの延長保証保険に加入中 (加入時にメンテナンスを実施したもの)

補足

1. 適切なメンテナンスには、後掲する必須工事と同等以上の工事が該当します。
2. フルリフォーム等を行い、増改築リフォーム保険に加入している住宅も継続加入住宅に該当します。
3. 離れも、新築から20年以内であればこの保険を利用できます。
4. 分譲マンションでは、管理組合を住宅所有者として扱います。
5. メンテナンスレスでの連続利用や検査コースから続けてメンテナンスレスでの利用はできません。
6. メンテナンスレスでの継続加入時は、やむを得ない事情がある場合に限り、満了後1年間は再加入が可能です。

4. 検査コースを利用できる住宅

検査コースは、保証をシームレスに提供するために利用するものです。建物の現況確認だけで加入できることもあり、10年満了日や前契約の満了前に加入することが前提です。

この保険を利用できる住宅(建物の規模や供給者による制限はありません)

築浅住宅

新築時の引渡しから10年以内

継続加入住宅

メンテナンスコースの延長保証保険に加入中

(メンテナンスレスで利用したものは対象外です)

補足

1. 保険を初回利用する場合は、新築時の引渡しから10年経過後も5年間は保険を初回利用できます。
2. フルリフォームを行い、増改築リフォーム保険に加入した住宅も、継続加入住宅に該当します。
3. メンテレスで利用したメンテナンスコースからの継続利用はできません。
4. 保険の継続利用時は、やむを得ない事情がある場合に限り、満了後1年間は再加入が可能です。

5. 補償期間

メンテナンスコース

	補償開始日		備考
10年	初回利用時	10年満了日の翌日	メンテナンスの完了や現況確認の実施が10年満了日の翌日以降となる場合は、検査適合日から開始します。
	継続利用時	前契約の満了日の翌日	メンテナンスの完了や現況確認の実施が前契約の満了後となる場合は、検査適合日から開始します。

補足

- 完了後検査が写真検査となる場合は、検査適合日ではなく、申告を受ける工事完了日を元に判断します。
- 10年満了日には、新築瑕疵保険の満了日や、新築時の引渡しから10年を経過する日が該当します。
- 2回目の延長保証から保険を利用する場合は、1回目の保証の満了日が10年満了日となります。
- 補償オプションを利用する場合は、工事完了日に関係なく、検査適合日から補償が開始します。
- メンテナンスを、10年満了日等の2年以上前に完了する場合は、検査適合日から補償が開始します。
- メンテレスでの継続利用時は、開始日に関係なく、前契約の満了から10年で補償が終了します。
- 10年満了日等から10年で補償を終了できる取扱いがあり、10年単位で保証を管理できます。

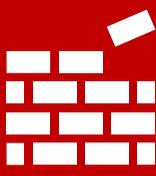
検査コース

補償期間	補償開始日		備考
5年	初回利用時	10年満了日の翌日	現況確認が10年満了日の翌日以降となる場合は、検査適合日から開始します。
	継続利用時	前契約の満了日の翌日	現況確認が前契約の満了後となる場合は、検査適合日から開始します。

補足

継続利用時で、前契約の満了後に補償が開始する場合も、前契約の満了から5年で終了します。

6. 補償内容

補償区分		保険事故	事故の具体的事象	備考
標準		耐力性能に関わる事故	梁のたわみや床版の沈み込み	いずれかの事故を 保険事故から 除外可
		建物が基本的な耐力性能を満たさない		
		防水性能に関わる事故	外壁や窓廻りからの雨漏れ	
		建物が基本的な防水性能を満たさない		
オプション		塗膜補償	塗装した外壁の塗膜面に膨れや剥がれが発生	メンテナンスレスでの利用時や 検査コースで 継続可
		施工した塗膜面の膨れや剥がれ		
		タイル剥落補償	<ul style="list-style-type: none"> ・補修を行ったタイルが落下 ・打診検査を行ったタイルが落下 	
		打診検査の対象部分を含む建物のタイルの剥落		
	その他リフォーム危険補償	耐力・防水性能に関わらない工事の不具合や、同時に実施したインフィルリフォームの不具合	この保険事故のみ補償期間は1年・2年	
	工事の実施部分が通常必要とされる性能を満たさない			

補足



1. 塗膜補償の保険事故には、塗膜の色あせ(白化)やチョーキング(白亜化)は含みません。
2. 塗膜補償は、前契約の加入時に高耐久の塗料を使用している場合は、継続利用時に該当工事を省略したケースや検査コースでも、補償を継続できます。
3. タイル剥落補償も、継続利用時該当工事を省略した場合でも、補償を継続できます。

7. 補償オプションの概要

塗膜補償オプションを利用できる塗装工事



使用する塗料

10年以上の耐用年数が期待できるウレタン系以上の塗料



施工方法

外装材の材質やコンディションを踏まえて適切に下地処理を行い、外装材の材質に合った下地材や塗料を使用する

point 

外装工事で一般に使用される塗料を使用し、標準的な方法で施工することでOK

タイル剥落補償オプションを利用できるタイル工事



タイル工事

タイルや下地の材質を踏まえて、大規模修繕で一般に認められている工法による浮きの補修、張替え、撤去を含むタイル補修工事



打診検査

打診検査のほか、国交省の告示等で打診に代わる方法として認められているデジタル技術を活用した方法等を含む

point 

張り付けたタイルだけでなく、建物全体のタイルの落下を保証できます。

8. 支払限度額

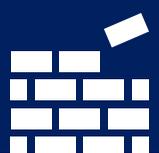
基本保険金額は、1000万円を基本としますが、2000万円や3000万円も選択でき、共同住宅は住棟単位で適用します。

基本保険金額

1000万円/棟

2000万、3000万円のオプション保険金額も選択できます。

補償オプションの支払限度額

	塗膜補償	延べ床面積 1000m ² 未満	500万	基本本保険金額以下で次の金額に変更できます。			
		延べ床面積 1000m ² 以上	1000万	100万円	200万円	300万円	500万円
	タイル剥落補償	共通		次の金額から基本保険金額以下で選択します。			
				500万円	1500万円	2000万円	

補足

補償オプションの支払限度額は、基本保険金額の内枠です。

塗膜補償の支払限度額は、基本保険金額の範囲で変更できるので、100万円や200万円に抑えて保険料を抑えることや、逆に1000万円を選択して、厚めに設定するといった対応も可能です。

9. その他の取扱い

ハウズジーマンの延長保証では、住宅売却時に買主に保証を引き継ぐことや、補償期間中の工事を復活補償することが可能です。

その他の取扱い



補償開始前の事故の特例

10年満了日より前に検査に適合した場合で、保険の開始前に事故が発生し、メンテナンスを原因として新築瑕疵保険等で補償されない場合は、補償の対象になります。



住宅が売却された場合の保証の引継ぎ

補償期間中に住宅所有者が住宅を売却した場合は、所定の手続きを行うことで買主に保証を引き継げるため、保険を利用して買主との関係性を構築できます。



補償期間中の工事の特例

補償開始後の工事も、検査を受けることで補償の対象に追加できるため、一部のメンテナンスの時期が遅れる場合も、補償期間を通して保証を継続できます。

推奨工事と必須工事

1. 推奨工事と必須工事(推奨工事編)

推奨工事と必須工事

この保険を利用するにあたり、原則として部位や仕上げ材等の耐用年数に応じて、建物の基本的な防水性能を維持するための工事(メンテナンス)が必要となります。ハウスジーンでは、新築からの経過年数に応じて、推奨工事と必須工事を設定しています。

新築時の引渡しから15年以内 (推奨工事)

仕上げ材の耐用年数の経過が雨漏れに直結する訳ではないこともあり、推奨工事に留めています。建物の仕様やメンテナンスの実施時期に対する考え方により、実施する工事が防蟻工事しかないような場合は、メンテナンスレスでの利用も可能です。

	外部シーリング	外部全体の増打ち・打替え	例外として、シーリング材にひび割れや肉やせが生じている場合の処置は必須
	外 壁	外壁全体の再塗装	塗装が必要な外壁仕上げの場合
	勾 配 屋 根	軒裏を含む屋根全体の再塗装	塗装が必要な屋根材の場合
	バルコニー	防水材の再施工	カバー工法を含む

工事の選定における注意事項

建物に築年数等に応じて生じる劣化は瑕疵ではないため、経年劣化が直結した事故は免責となります。そのため、端部の防水をシーリング頼みにしているなど、耐用年数の経過が雨漏れに直結するような建物では、その部分にメンテナンスを実施する必要があります。

2. 推奨工事と必須工事(必須工事編)

新築時の引渡しから15年経過後(必須工事)

メンテナンスコースの初回利用時と継続利用時のいずれの場合も、基本的な防水性能の維持の観点のほか、美観の観点も踏まえて次の工事を必須としています。より上位の工事を行うことも可能です。

	外部シーリング	外部全体の増打ち・打替え	
	外 壁	外壁全体の再塗装	塗装が必要な外壁仕上げの場合
	勾 配 屋 根	軒裏を含む屋根全体の再塗装	塗装が必要な屋根材の場合
	バルコニー	防水材の再施工※	カバー工法を含む。トップコートの状態が良く、防水材そのものの劣化が抑えられている場合は、トップコートの再施工でも構いません。

必須工事の例外

必須工事は、塗装が必要な外装材に標準的な塗料を使用した建物を前提としているため、外装材や塗料の仕様に沿った対応を行うことを妨げません。結果的に実施する工事が無い場合はメンテレスでの利用も可能です。

point

外装材や塗料の仕様により必須工事を省略する場合も、申込時に理由を記載することで良く、事前申請や仕様書等の提出の不要です。

3. 推奨工事と必須工事(定期的に必要な必須工事編)

周期的に必要な必須工事

屋根材としてスレートを使用している場合や、外壁材としてサイディングを使用している場合は、新築から35年が経過するごとのタイミングで、防水紙をやり替える外装工事が必要になります。



外 壁

防水紙の新設を含む外壁材の再施工

カバー工法を含む



勾 配 屋 根

下葺き材の新設を含む屋根材の再施工

カバー工法を含む

事前に実施する建物の現況確認

1. 保険の利用にあたり実施する建物の現況確認

保険の利用にあたり、建物に是正を要する不具合事象の有無についての確認が必要です。建物外周は「大きなクラック」と「シーリングの切れ等」の有無を、建物内部は「雨染み」と「大きな傾き」の有無を中心に確認します。

戸建住宅の主な確認内容

建物外部	基礎外部	コンクリートのひび割れや欠け	・建物の外周をぐるっと回りながら、大きなクラックが無い確認	
	外壁	貫通したひび割れやジョイントを跨ぐひび割れ	・バルコニーから見える部分も確認 ・基礎のクラックは幅を計測	
	外部シーリング	シーリング材の切れや欠け、ひび割れ、肉やせ	・建物の外周をぐるっと回りながら確認 ・バルコニーから見える部分も確認	
	軒裏	雨染み	軒がある場合に、外周部やバルコニーから確認	
	勾配屋根	屋根材のひび割れや欠け、ズレ	外周部やバルコニーから見える範囲を確認	
	バルコニー・屋上	防水材の欠けや剥がれ	バルコニーや屋上に立ち入って確認	
建物内部	一般	床	6/1000(0.6%)以上の傾斜	デジタル水平器で各階1箇所を測定
		内壁、天井	雨染み	建物全の内壁と天井を確認
	点検口	床下	床組・土台のひび割れや蟻害、腐朽	各点検口から覗き込んで確認
		小屋裏	小屋組や野地板の雨染み	

2. 現況確認の基本的なルール

現況確認の実施ルールは以下のとおりで、確認の内容は表面的なものとなっています。床下・小屋裏の各点検口からの確認も覗き込む程度で構いません。

基本的なルール

基本的なルール (共通)

足場や屋根に登らずに建物の外周部やバルコニー・共用廊下から見える範囲で、目で見えて分かるような不具合事象が生じていないことを確認します。

指定箇所の写真撮影

「建物全景」、「建物内観」、「小屋裏点検口」、「床下点検口」、「バルコニー」といった、指定箇所の写真を撮影します。

報告書の提出

実施後に「現況確認 実施報告書」を作成、写真を添付して申込時に提出します。

測定機器による確認

床の傾斜はデジタル水平器で、クラックの幅はクラックスケールで確認します。

事象に対する対応

事象が生じている部分は補修が必要です。例外として、シーリングに「切れ」や「欠け」があった場合は、補修を「切れ等」があった壁面全体の補修が必要です。

共同住宅の対応

住戸内に立ち入ったの確認は現実的でないため不要としています。住戸内に雨漏れ等の不具合が発生していないか、住宅所有者等にヒアリングして確認します。

3. 検査特例の適用

延長保証保険の引受けにあたり、ハウズジーマンは検査(建物の現況とメンテナンスの施工状況の確認)を行いますが、検査特例を利用することで重複する建物の現況確認を省略できます。

現況確認がいずれかの者により行われている場合	A	既存住宅状況調査技術者の有資格者
	B	住宅事業者の委託を受けたハウズジーマンの受託検査機関や登録検査会社
住宅事業者がいずれかに該当する場合	C	現況確認マニュアルと同等以上の内容で自社の点検基準を定めている
	D	ハウズジーマンの現場検査の受託検査機関や登録検査会社

POINT①	Aを除き、実施者の資格を問わないので、社内のリソースを有効に活用できます。
POINT②	検査コースやメンテレス利用時は、現場検査は書面確認となります。
POINT③	建物内に立ち入らないでの検査対応も可能となるため、検査負担を軽減できます。
POINT③	検査をリモート検査とすることも可能です。

検査特例を適用することで、圧倒的に検査負担を軽減できるので、ハウズジーマンでは検査特例の利用を、特に実施者の資格を問わないCの検査特例の利用を、推奨しています。

延長保証保険の活用事例

【活用事例①-1】10年周期のメンテナンスを前提とする延長保証での活用

メンテナンスコースの単独利用で、新築から10年目、以降10年ごとのメンテナンスを前提とするベーシックな延長保証スキームを構築できます。

① 10年満了日が到来するタイミングでメンテナンスを実施



② その後10年周期でメンテナンスを実施



【活用事例①-2】15年周期のメンテナンスを前提とする延長保証での活用

検査コースとメンテナンスコースの組合せで、初回のメンテナンスを15年目に、その後も15年周期のメンテナンスを前提とするシームレスな保証制度を構築できます。初回の検査コースは10年目に加入するのが原則です。

① 検査コースで保証を繋いで15年目にメンテナンスを実施

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
保険期間				5年						10年																							
加入可能期間			●					●	●									●	●	●	●	●	●										

前契約満了日の翌日から開始

② その後15年周期でメンテナンスを実施

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35			
保険期間				5年						10年											5年						10年				
加入可能期間			●					●	●									●					●								

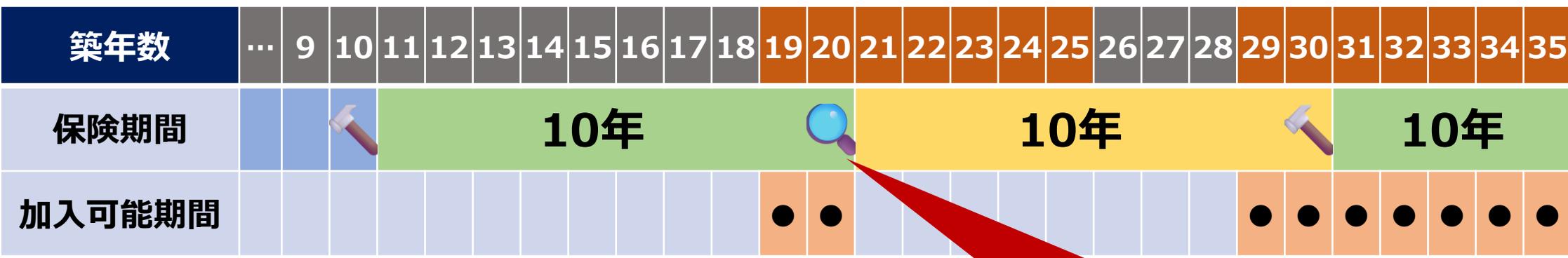
前契約満了日の翌日から開始

メンテナンスコースに続けて検査コースを利用するためには、前契約の満了前の保険加入が前提ですが、やむを得ない事情がある場合は1年間は再加入が可能です。ただ、その場合も補償の終期は変わりません。

【活用事例①-3】20年周期のメンテナンスを前提とする延長保証での活用

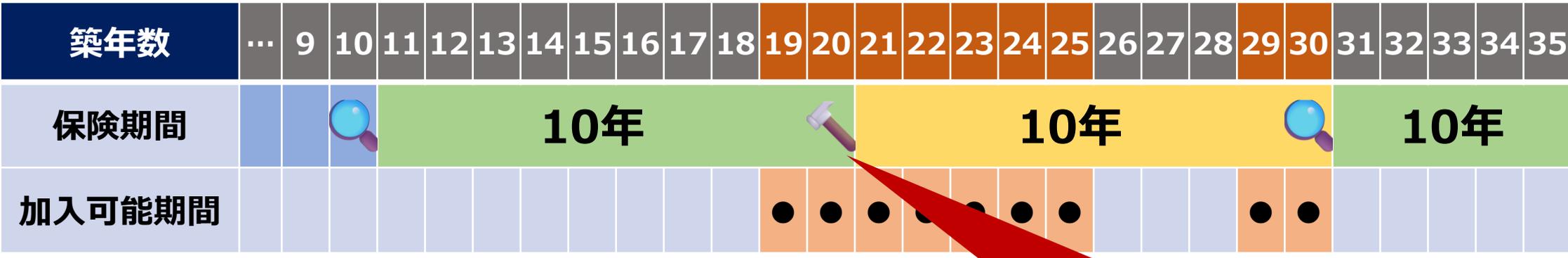
メンテレス利用との組合せで、初回のメンテナンスを10年目に、その後は20年周期のメンテナンスを前提とするシームレスな保証制度を構築できます。初回のメンテナンスを20年目にすることも可能です。

① 高耐久な塗料を利用するため20年目はメンテレスでメンテナンスコースを利用



前契約満了日の翌日に開始

② 初回のメンテナンスを20年目に予定(初期20年保証)



前契約満了日の翌日に開始

メンテナンスコースに続けてメンテレスでの利用をするためには、前契約の満了前の保険加入が原則ですが、やむを得ない事情がある場合は1年間は再加入が可能です。ただ、その場合も補償の終期は変わりません。

【活用事例②】初期20年保証スキームでの活用

メンテレスでの保険利用の活用により、初回のメンテナンス工事は20年目で良いと考える場合や、建物の仕様等の関係で10年目を実施するメンテナンスが無い場合は、初期20年保証を提供できます。

① その後のメンテナンスは10年周期で実施

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
保険期間				10年											10年											10年				
加入可能期間													●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●	●	●	

前契約満了日の翌日から開始

② その後のメンテナンスも20年周期で実施

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35		
保険期間				10年											10年											10年				
加入可能期間													●	●	●	●	●	●					●	●						

端部の止水をシーリング頼みにしているような、経年劣化が雨漏れに直結するような形状の建物でない限り、10年目は使用している外装材の仕様に関係なく、メンテレスで保険を利用できます。対応部材の承認等も不要です。

延べ床面積96㎡の戸建住宅(一般住宅)で保険金額1000万円の場合、検査特例を利用することで42,180円(検査料税込み)で、初期20年保証を提供できます。

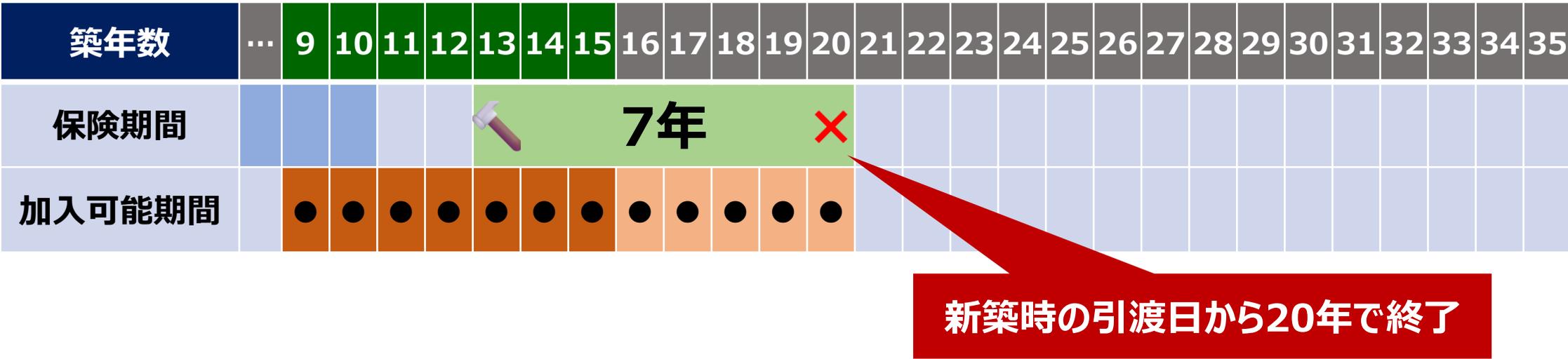
【活用事例③-1】保証復活での活用(初回利用時)

初回利用は20年まで可能なため、初回のメンテナンスの提案が遅れた場合でも、メンテナンスのタイミングで保証を復活できます。メンテナンスが遅れても保証期間は10年単位で揃えたいと考える場合は、保証期間は10年ではなく新築から20年のタイミングで終了させることができます。

① 初回のメンテナンスを13年目に実施して保証復活



② 上記のパターンで、保証は20年目で終了させる

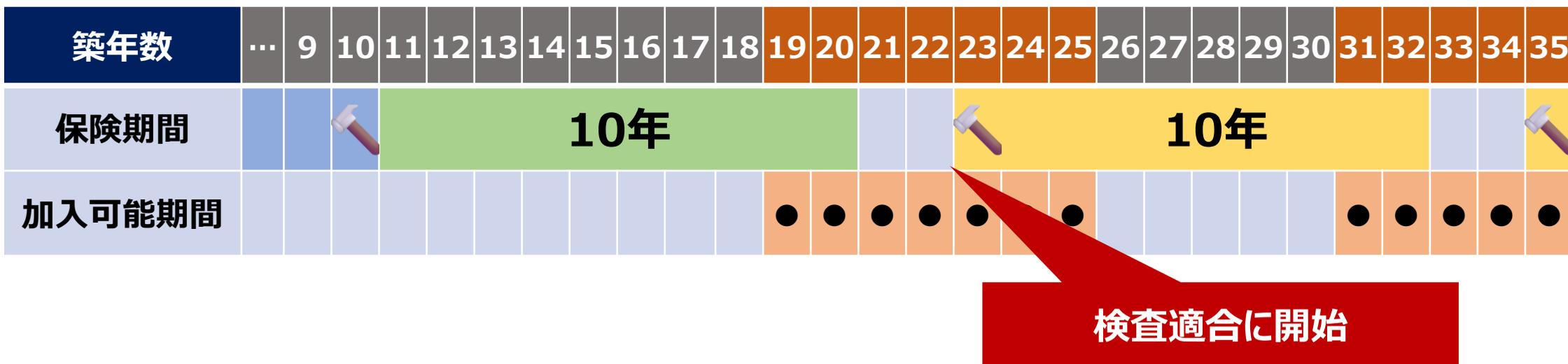


初回のメンテナンスが10年満了日に間に合わないことも多いですが、初回加入が可能な期間を20年間と広く取っているため、10年目に断られた住宅に対する15年目の再提案にも活用できます。

【活用事例③-2】保証復活での活用(継続利用時)

通常メンテナンスコースの継続利用は前契約の満了から5年間と広く取っているため、2回目以降のメンテナンスの提案が遅れた場合でも、メンテナンスのタイミングで保証を復活できます。この場合も、ニーズに応じて、保証期間を前契約の満了から10年で終了させることができます。

① 2回目のメンテナンスを23年目に実施して保証復活



② 上記のパターンで、保証は30年目で終了させる



初回のメンテナンスすら遅れがちなのに、2回目のメンテナンスはもっと遅れることが多いであろうということで、再加入できる期間を広めに確保しています。

【活用事例③-3】保証復活での活用(15年目にメンテナンスを獲得できなかった)

初回利用は20年まで可能なため、検査コースの満了時にメンテナンスを獲得できなかったケースでも、20年以内にメンテナンスをする場合は、メンテナンスをきっかけとして保証を復活できます。

① 初回のメンテナンスを18年目に実施して保証復活

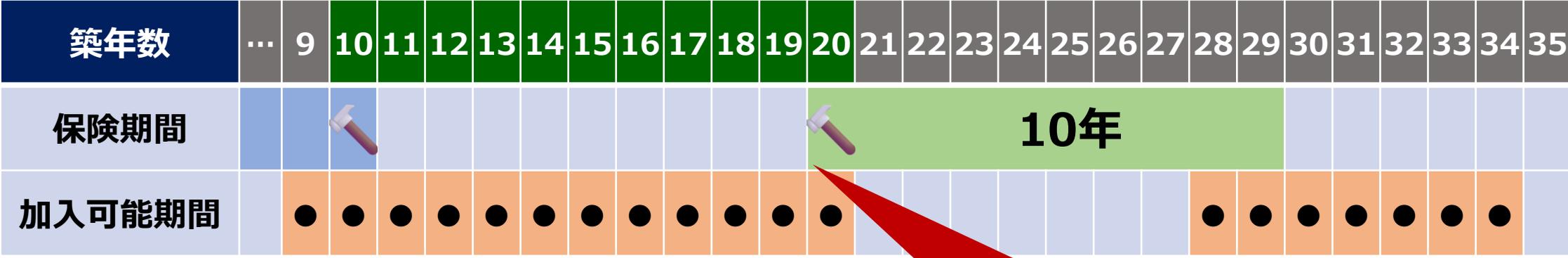
築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35					
保険期間				5年								10年																					
加入可能期間			●					●	●													●	●	●	●	●	●	●					

検査適合日に開始

【活用事例④-1】2回目のメンテナンスからの保険活用

初回利用は20年まで可能なため、20年以内に2回目のメンテナンスを行う場合は、問題なく2回目のメンテナンスから保険を利用できます。自社保証がある場合は、シームレスに保証を継続できます。

① 20年以内に2回目のメンテナンスを実施する場合



検査適合日から開始

② 上記のケースで、住宅事業者による自社保証がある場合



保証満了日の翌日から開始

【活用事例④-2】2回目のメンテナンスからの保険活用

15年以内に適切なメンテナンスを実施している場合は、25年まで初回利用ができるため、2回目のメンテナンスが遅れた場合も保険を利用できます。

③ 2回目のメンテナンスが20年経過以降になる場合

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35																		
保険期間			🔨	15年以内												🔨	10年																													
工事の実施時期																																														
加入可能期間															●	●	●	●									●	●	●	●	●															

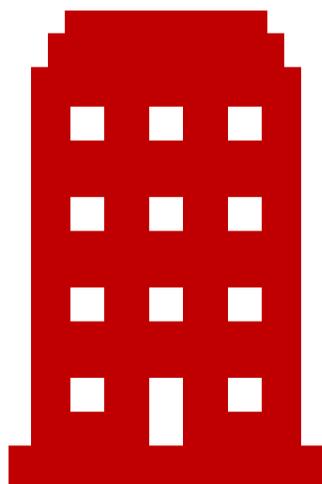
検査適合日から開始

<以下の工事を含む標準的なメンテナンス工事が実施されていること>
外部シーリング、バルコニー防水材の再施工、屋根・外壁の塗装

初回のメンテナンスすら遅れがちなのに、2回目のメンテナンスはもっと遅れることが多いであろうということで、再加入できる期間を広めに確保しています。

【活用事例⑤】マンションやアパートの延長保証で活用

戸建だけでなく、アパートやマンションの延長保証にも建物の規模を問わず対応します。ハウズジーマンの延長保証保険では、アパートやマンションでも利用しやすくなっています。



POINT①	保険料	共同住宅は住棟単位で加入、戸建と同様に延べ床面積に応じた保険料を適用するため、共同住宅も利用しやすい保険料水準となっています。
POINT②	現況確認の対象	アパート・マンションともに住戸内の確認はヒアリングで行うこととしているため、住戸内に立ち入る必要はありません。
POINT③	タイル剥落補償	タイル仕上げのマンションの大規模修繕で実施するタイルの落下を補償する、マンションに特化した補償オプションの用意があります。

【活用事例⑥-1】塗膜補償といった付加価値提供に活用

塗膜補償オプションを活用することで、メンテナンスに10年間の塗膜保証やタイル剥落補償をプラスできます。

② その後10年周期でメンテナンスを実施



塗装工事という上塗りの工事での雨漏れのリスクを余り感じないという場合でも、塗装工事のメインのリスクをカバーできます。メーカーごとに異なる補償期間を一律10年に揃えるといった目的での利用も可能です。

【活用事例⑥-2】塗膜補償といった付加価値提供に活用

補償オプションは、継続利用時に引き継げるので、高耐久塗料を使用している場合は、塗料の耐用年数にあった期間の塗膜保証を提供できます。

① 検査コースとの組合せで15年の塗膜保証を提供する場合

シリコン系の塗料の使用時を想定

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
保険期間			10年										5年					10年											
加入可能期間												●	●				●	●	●	●	●	●	●					●	●

10年の塗膜保証を提供

塗膜保証を更に5年継続

② メンテレス利用との組合わせで20年の塗膜保証を提供する場合

無機やフッ素系の塗料の使用時を想定

築年数	...	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
保険期間			10年										10年										10年						
加入可能期間												●	●										●	●	●	●	●	●	●

10年の塗膜保証を提供

塗膜保証を更に10年継続

長期の塗膜保証を売りにして、ウレタン系ではなくシリコン系以上のグレードの高い塗料の利用を勧めるためのツールとして活用できます。

【活用事例⑥】築浅住宅に対する外装リフォーム提案での活用

延長保証保険は、利用できる住宅に制限がないため、築浅住宅に対する「基本構造部分の長期保証」や「長期の塗膜保証」付きの外装リフォームの提案にも活用できます。



POINT①	保証付き 外装リフォーム	築20年以内の築浅住宅が対象、ちょうど色あせが目立ってきた築年数の住宅に、初回の外装リフォームを提案に活用できます。
POINT②	長期の塗膜保証	10年だけでなく、耐用年数に応じた15年や20年の塗膜保証を提供できるので、シリコン系以上の高耐久の塗料の提案に活用できます。
POINT③	継続的な提案	繰返し利用できるため、初回だけでなく次回以降の外装リフォームの提案にも繋がります。
POINT④	使い分け	建物全体の保証は荷が重いという場合は、一般リフォーム保険を活用した10年間の塗膜保証を築年数に関係なく提供できます。

延長保証保険という名称と保険の本来の目的からすると、この部分の活用方法が、わかりづらいという声も多かったため、この部分の活用法を4月16日から「外装リフォームワイド」として、別商品の位置付としました。

その他の手続き負担の軽減策

1. その他の手続き負担の軽減策

POINT①	申込み手続き①	保険の申込み手続きが、受注手続きや工期の調整に影響しません。着工前という制約もないため、検査希望日の確定後に余裕をもった申込みが可能です。
POINT②	申込み手続き②	web申込み、web証券の対応がスタンダードなため、物件の進捗管理や証券の受け取りも簡単でスピーディに行えます。
POINT③	概要説明	5分程度のコンパクトな説明動画を提供しているので、保険の概要説明にも手間が掛かりません。
POINT④	標準保証書	住宅所有者に提供する標準保証書はハウスジューメンで作成して、ポータルサイト上で提供するため、事前に用意する必要はありません。
POINT⑤	証券発行①	保険証券の発行に手続きはいりません。保険証券は、検査適合後に自動的に発行されます。
POINT⑥	証券発行②	ハウスジューメンの与信基準を満たす場合は、保険料の領収前の証券発行が可能のため、発行を急ぐ場合も慌てる必要がありません。

2. 今後の展望

POINT①	写真検査	写真検査の対応拡充の検討を進めています。通常のメンテナンスコースでもリアルタイムの現地確認がなくなるので、検査日程の調整の必要がなくなります。
POINT②	保険料水準	保険利用時のコスト感を引き下げるため、若干の保険料の見直しを行うことを検討しています。

ご静聴いただき、ありがとうございました。



**延長保証保険に関する
GMEN PRESSの最新記事
は、ここから確認いただけます。**

本件に関するお問い合わせは、当社受付センターまでお願いします。

TEL : 03-5408-8486

mail:info@house-gmen.com